

仙台市病院規程第 1 号

仙台市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月二十五日

仙台市病院事業管理者 奥田 光 崇

仙台市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

仙台市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成元年仙台市病院規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

現 行			改正後		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
種別	金額		種別	金額	
[略]	[略]		[略]	[略]	
麻酔分べんに要する費用	[略]		麻酔分べんに要する費用	[略]	
[加える]			産後ケアに 要する費用	宿泊型	1日につき 30,000円 (利用に係る乳児が多 胎児である場合にあつ ては、当該額に、当該多 胎児のうち2人目以降 1人を増すごとに、その 1人につき5,200円を加 算した金額)を超えない 範囲内で管理者が都度 定める額
				デイサービス型(2時間)	1回につき 7,000円 (利用に係る乳児が多 胎児である場合にあつ ては、当該額に、当該多 胎児のうち2人目以降 1人を増すごとに、その 1人につき700円を加算 した金額)を超えない範 囲内で管理者が都度定 める額
人工妊娠中	[略]	[略]	人工妊娠中	[略]	[略]
絶手術料	[略]	[略]	絶手術料	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

この規程は、令和八年三月一日から施行する。

(市立病院経営管理部経営医事課)